

令和元年 9 月 26 日

○条例

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税等の税率の引上げに伴う公の施設の利用料金に係る関係条例の整備に関する条例

消費税等の税率の引上げに伴う公の施設の使用料等に係る関係条例の整備に関する条例

小田原市立病院新病院建設基金条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会規則

おだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市条例第9号

会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「均衡」を「権衡」に改める。

第20条の2中「第9条の2第3項」を「第9条の2第4項」に改める。

第25条を次のように改める。

(会計年度任用職員に関する特例)

**第25条** 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対しこの条例を適用する場合の特例については、次条から第33条までに定めるところによる。

第26条を第34条とし、第25条の次に次の8条を加える。

(会計年度任用職員の給与等)

**第26条** 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)に支給する給与は、報酬、通勤に係る費用弁償及び期末手当とする。

3 会計年度任用職員について定められた勤務時間は、正規の勤務時間とみなしてこの条例の規定を適用する。

4 会計年度任用職員に対する第12条の規定の適用については、同条中「勤務時間条例第16条の規定による介護休暇、勤務時間条例第16条の2の規定による介護

時間及び勤務時間条例第17条の規定による組合休暇」とあるのは、「無給休暇」とする。

- 5 会計年度任用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。  
(フルタイム会計年度任用職員の給料)

**第27条** フルタイム会計年度任用職員に適用される給料表については、別表第1及び別表第3から別表第5までの規定（それぞれ職務の級の1級及び2級に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、各給料表の適用範囲は、規則で定める。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の表のとおりとする。

職務の級	標準的な職務
1級	定例的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当な知識又は経験を必要とする職務

- 3 フルタイム会計年度任用職員の属すべき職務の級は、前項の分類の基準に従い、任命権者が決定する。

- 4 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、規則で定める基準により他の職員との権衡を考慮して任命権者が決定する。

(期末手当の支給対象となるフルタイム会計年度任用職員)

**第28条** 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）に対しては、期末手当を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

**第29条** パートタイム会計年度任用職員には、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間による勤務に対する報酬として、月額、日額又は時間額による基本報酬を支給する。

- 2 前項の月額、日額及び時間額の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 月額 勤務1時間当たりの給与額（基準月額を給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とみなして第16条の規定により算出した額とし、これを

同条に規定する勤務1時間当たりの給与額とみなす。以下同じ。)に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1月当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

(2) 日額 勤務1時間当たりの給与額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。

(3) 時間額 勤務1時間当たりの給与額とする。

3 前項第1号の基準月額は、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一の時間であるとした場合に、その者の職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に照らして第27条の規定を適用した場合における給料の額に相当する額に、当該額に100分の10(医療職給料表(1)の適用を受ける職員に相当するパートタイム会計年度任用職員にあっては、100分の16)を乗じて得た額を加算した額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、職務の性質その他のこれらの規定により難い特別の事情のあるものとして規則で定める場合におけるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、その職務の特殊性、任用の事情等を考慮して任命権者が定める。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務等に係る報酬)

**第30条** パートタイム会計年度任用職員が特殊勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直を命ぜられたときは、それぞれ特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当又は宿日直手当の例により算定した額を報酬として支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が時間外勤務を命ぜられたときは、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外勤務手当の例により算定した額を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

**第31条** 第10条第1項各号に掲げる職員に該当するパートタイム会計年度任用職員には、当該各号の区分ごとに他の職員との権衡及び1月当たりの通勤回数を考慮し、同条の規定に準じて規則で定める額を通勤に係る費用弁償として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

**第32条** 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。)に対しては、期末手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が少ない者として規則で定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、期末手当は、支給しない。

3 パートタイム会計年度任用職員に係る第19条第2項の期末手当基礎額は、同条第1項に規定する基準日前6月以内の期間におけるその者のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間について支給される基本報酬の1月当たりの平均額とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する給与の支給方法)

**第33条** 日額又は時間額による基本報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、その月の翌月のうち規則で定める日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の給与の支給方法については、常勤職員のこれに相当する給与の例による。

(小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第2条** 小田原市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年小田原市条例第201号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により当該職員について任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第9条中「第22条に規定する」を「の定める」に改める。

(小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第3条** 小田原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第4条** 小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年小田原市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)第29条第1項に規定する基本報酬の額)」を加える。

(小田原市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

**第5条** 小田原市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年小田原市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)及び臨時的に任用される職員を除く。)」を削る。

(小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第6条** 小田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年小田原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(4) 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年小田原市条例第27号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし

ようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

**第2条の3** 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用

される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合  
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

**第2条の4** 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号の次に次の2号を加える。



(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第23条の表第20条の2の項中「第9条の2第3項」を「第9条の2第4項」に改める。

第25条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第26条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員に

ついて1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（小田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

**第7条** 小田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

**第8条** 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（小田原市職員の旅費に関する条例の一部改正）

**第9条** 小田原市職員の旅費に関する条例（昭和37年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に規定する職員」を「の者」に改める。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（旅費の例による費用弁償）

**第27条** 公務のため旅行する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員には、職員に対し支給する旅費の例によりその費用を弁償する。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

消費税等の税率の引上げに伴う公の施設の利用料金に係る関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

**小田原市条例第10号**

消費税等の税率の引上げに伴う公の施設の利用料金に係る関係条例の整備に  
関する条例

(おだわら市民交流センター条例の一部改正)

**第1条** おだわら市民交流センター条例（平成27年小田原市条例第13号）の一部を  
次のように改正する。

別表第1中	円	円	を
	800	900	
	900	1,100	
	700	800	
	900	1,100	
	500	600	
	500	600	
800	1,000		

円	円	に改める。
810	910	
910	1,120	
710	810	
910	1,120	
500	610	
500	610	
810	1,010	

(小田原市自転車駐車場条例の一部改正)

**第2条** 小田原市自転車駐車場条例（平成27年小田原市条例第14号）の一部を次の  
ように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分		一時使用		定期使用		
		1回分	回数券（11回分）	1か月	3か月	6か月
自転車	一般	円 150	円 1,540	円 1,880	円 5,330	円 10,360
	学生			円 1,250	円 3,660	円 7,220
原動機付自転車		円 200		円 2,610	円 7,530	円 14,760

（小田原市歯科二次診療所条例の一部改正）

**第3条** 小田原市歯科二次診療所条例（平成8年小田原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

別表医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付として行われる診療以外の診療の項中「100分の108」を「、同法第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率」に改め、同表その他診療上特に費用を要するものの項中「100分の108」を「消費税率等に1を加えた率」に改める。

（小田原城天守閣条例の一部改正）

**第4条** 小田原城天守閣条例（昭和35年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

円
500
200
400

を

円
510
200
410

に改める。

（小田原城歴史見聞館条例の一部改正）

**第5条** 小田原城歴史見聞館条例（平成9年小田原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中	円	を	円	に改める。
	3 0 0		3 1 0	
	1 0 0		1 0 0	
	2 4 0		2 5 0	

(小田原市いこいの森条例の一部改正)

**第6条** 小田原市いこいの森条例（昭和57年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中	円	円	を
	2, 0 5 0	2, 6 7 0	
	1, 0 2 0	1, 5 4 0	

円	円	に改め、別表第1の2の表中
2, 0 8 0	2, 7 1 0	
1, 0 3 0	1, 5 6 0	

円	円	を
8, 2 2 0	1 2, 3 3 0	
5, 1 4 0	7, 7 1 0	
4, 1 1 0	6, 1 7 0	
3, 0 8 0	4, 6 2 0	

円	円	に改め、別表第1の3の表中
8, 3 7 0	1 2, 5 5 0	
5, 2 3 0	7, 8 5 0	
4, 1 8 0	6, 2 8 0	
3, 1 3 0	4, 7 0 0	

2, 4 6 0円	3, 2 9 0円	6, 1 7 0円	を
-----------	-----------	-----------	---

2, 5 0 0円	3, 3 5 0円	6, 2 8 0円	に改める。
-----------	-----------	-----------	-------

別表第2中「4, 1 1 0」を「4, 1 8 0」に改める。

(小田原市梅の里センター条例の一部改正)

**第7条** 小田原市梅の里センター条例（平成4年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

円	円	円	円	円	円
410	510	510	1,020	1,130	1,540
510	610	610	1,330	1,330	1,850
920	1,130	1,130	2,260	2,360	3,290
510	610	610	1,230	1,230	1,740
1,330	1,740	1,540	3,600	3,800	5,650
2,570	3,600	3,080	6,680	7,090	10,280

を

円	円	円	円	円	円
410	510	510	1,030	1,150	1,560
510	620	620	1,350	1,350	1,880
920	1,130	1,130	2,300	2,400	3,350
510	620	620	1,250	1,250	1,770
1,350	1,770	1,560	3,660	3,870	5,750
2,610	3,660	3,130	6,800	7,220	10,470

に改め、別表2

の表中

円	円	円	円	円	円
720	970	820	1,900	2,000	2,980
460	610	560	1,230	1,330	1,950
1,180	1,590	1,380	3,130	3,340	4,930
360	460	410	920	970	1,440
250	360	300	660	720	1,080

を

円	円	円	円	円	円
730	980	830	1,930	2,030	3,030
460	620	570	1,250	1,350	1,980
1,190	1,600	1,400	3,180	3,380	5,010
360	460	410	930	980	1,460
250	360	300	670	730	1,100

に改める。

(小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例の一部改正)

**第8条** 小田原市都市公園の有料の公園施設の利用料金に関する条例(平成21年小田原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表1の表中 「

1	大人	1人につき700円
2	小学生	1人につき300円

」を

「

1	大人	1人につき710円
2	小学生	1人につき300円

」に改め、別表2の表中

「

1台1日につき1,000円
1台1日につき1,020円
1台1日につき2,000円

」を「

1台1日につき1,010円
1台1日につき1,030円
1台1日につき2,030円

」に改める。

(小田原市トロピカルドーム条例の一部改正)

**第9条** 小田原市トロピカルドーム条例(平成6年小田原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表2の表中 「

円	円	円
920	1,230	2,260
410	610	1,130

」を

「

円	円	円
930	1,250	2,300
410	620	1,150

」に改める。

(小田原市総合文化体育館条例の一部改正)

**第10条** 小田原市総合文化体育館条例(平成8年小田原市条例第20号)の一部を次のように改正する。



別表第1の1の表中

円	円
720	1,080
1,440	2,160
2,160	3,240
2,880	4,320
720	1,080
720	1,080
720	1,080
510	770
300	460
1,020	1,540

を

円	円
730	1,100
1,460	2,200
2,190	3,300
2,920	4,400
730	1,100
730	1,100
730	1,100
510	780
300	460
1,030	1,560

に改め、別表第1の2の

表中

円	円
820	1,230
1,640	2,460
2,460	3,690
3,280	4,920
820	1,230
720	1,080
720	1,080
510	770
300	460
1,020	1,540

を

円	円
830	1,250
1,660	2,500
2,490	3,750
3,320	5,000
830	1,250
730	1,100
730	1,100
510	780
300	460
1,030	1,560

に改める。

(小田原テニスガーデン条例の一部改正)

**第11条** 小田原テニスガーデン条例（平成9年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

円	円
610	620
1,230	1,250

を

円	円
620	620
1,230	1,250

に

改める。

(小田原市体育施設条例の一部改正)

**第12条** 小田原市体育施設条例（昭和39年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1(1)アの表中

5,550円	7,040円		11,100円		
16,660円	19,490円		33,320円		
4,320円	5,550円	6,170円	8,380円	11,720円	14,450円
13,930円	16,660円	15,940円	27,770円	32,600円	43,710円
1時間につき				1,540円	
1時間につき				4,620円	

を

5,650円	7,170円		11,300円		
16,960円	19,850円		33,930円		
4,400円	5,650円	6,280円	8,530円	11,930円	14,710円
14,180円	16,960円	16,230円	28,280円	33,200円	44,510円
1時間につき				1,560円	
1時間につき				4,700円	

に改め、別表第

2の1(1)イの表中

720円	1,130円	820円	1,850円	1,950円	2,720円
1,130円	1,490円	1,380円	2,570円	2,930円	4,060円

を

730円	1,150円	830円	1,880円	1,980円	2,770円
1,150円	1,510円	1,400円	2,610円	2,980円	4,130円

に改め、

別表第2の1(3)アの表中	「	10,280円	を	「	10,470円	に改め、
		4,110円			4,180円	
		8,220円			8,370円	
		3,080円			3,130円	
		6,170円			6,280円	
		2,050円			2,080円	
		4,110円			4,180円	
	」	」		」	」	

別表第2の1(3)イの表中	「	2,050円	を	「	2,080円	に改め、
		200円			200円	
		17,480円			17,800円	
		14,400円			14,660円	
」	」	」	」			

別表第2の1(4)アの表中	「	1,230円	を	「	1,250円	に改め、
		2,460円			2,500円	
」	」	」	」			

別表第2の1(4)イの表中「1,020円」を「1,030円」に改め、別表第2の1の備考4中「870円」を「880円」に、「1,850円」を「1,880円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

消費税等の税率の引上げに伴う公の施設の使用料等に係る関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第11号

消費税等の税率の引上げに伴う公の施設の使用料等に係る関係条例の整備に関する条例

(小田原市公設地方卸売市場条例の一部改正)

**第1条** 小田原市公設地方卸売市場条例(昭和47年小田原市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表中

1平方メートル1月につき	120円
1平方メートル1月につき	507円
1平方メートル1月につき	204円
機械とも一式1月につき	90,720円
1平方メートル1月につき	388円
1時間につき	1,080円

を

1平方メートル1月につき	122円
1平方メートル1月につき	516円
1平方メートル1月につき	207円
機械とも一式1月につき	92,400円
1平方メートル1月につき	395円
1時間につき	1,100円

に改め、別表第4の

1平方メートル1月につき	216円
--------------	------

2の表中

1平方メートル1月につき	432円
1平方メートル1月につき	226円
1平方メートル1月につき	57円
1平方メートル1月につき	432円
1平方メートル1月につき	432円
1時間につき	1,080円
1台1月につき	4,193円

を

1平方メートル1月につき	220円
1平方メートル1月につき	440円
1平方メートル1月につき	230円
1平方メートル1月につき	58円
1平方メートル1月につき	440円
1平方メートル1月につき	440円
1時間につき	1,100円
1台1月につき	4,270円

に改める。

(小田原市水道給水条例の一部改正)

**第2条** 小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第20条中「100分の108」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率」に改め、「得た額（」の次に「消費税率等に係る法令の改正の際の経過措置が適用される場合にあつては、当該経過措置に係る法令の規定に従って算出するものとし、」を加え、「切り捨てた額」を「切り捨てる。以下同じ。」に改める。

第22条第1項中「100分の108」を「消費税率等に1を加えた率」に改め、「（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削る。

第27条第1項各号中「100分の108」を「消費税率等に1を加えた率」に改

める。

(小田原市下水道条例の一部改正)

**第3条** 小田原市下水道条例（昭和41年小田原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の108」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率」に改め、「得た額（」の次に「消費税率等に係る法令の改正の際の経過措置が適用される場合にあつては、当該経過措置に係る法令の規定に従つて算出するものとし、」を加え、「切り捨てた額」を「切り捨てる。第14条の3において同じ。」に改める。

第14条の3中「100分の108」を「消費税率等に1を加えた率」に改め、「（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削る。

#### **附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市立病院新病院建設基金条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市条例第12号

小田原市立病院新病院建設基金条例

(設置)

**第1条** 小田原市立病院に係る新病院建設事業に要する経費に充てるため、小田原市立病院新病院建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 基金の趣旨に沿う寄附金の額

(2) 前号に掲げるもののほか、毎年度病院事業会計予算で定める額の範囲内の額

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、病院事業会計予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、病院事業会計予算に計上してその全部又は一部を処分することができる。

(委任)



**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第13号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市市税滞納審査会の項の次に次のように加える。

小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会	小田原競輪の開催業務等を包括的に委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	6人以内
------------------------	---	------

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会	委員	15,000円
------------------------	----	---------

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

#### **小田原市条例第14号**

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号オ(ウ)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、  
同号オ(エ)中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同号オ(オ)  
中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

#### **附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第15号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第12条第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「の法人12.1分の1.2」を「である法人8.4分の1.2」に改める。

附則第28項の前の見出しを「（令和2年度分及び令和3年度分の種別割の税率の特例）」に改め、同項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の種別割」に改める。

附則第29項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の種別割」に、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の種別割」に改める。

附則第30項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリ

ン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の種別割」に、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の種別割」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

2 改正後の第11条及び第12条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 改正後の附則第28項から第30項までの規定は、令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第16号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和54年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「小田原市の」を「小田原市が備える」に改める。

第4条第1号中「、名」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、名」に、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「政令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏（住民票に記録されているものに限る。第14条第1項第4号において同じ。）」を加える。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第14条第1項第4号中「、氏」の次に「、旧氏」を加える。

### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第17号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

**第1条** 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項中「平成35年9月30日」を「令和5年9月30日」に改める。

**第2条** 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目 16番20号	令和元年10月1日から 令和6年9月30日まで
------------------	----------------------	----------------------------

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対

して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。



小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

### **小田原市条例第18号**

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小田原市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

### **附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市条例第19号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年小田原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市条例第20号

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小田原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条・第17条」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会）

**第16条** 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 医師
  - (2) 弁護士
  - (3) 市の職員
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 4 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定

める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市福祉施設指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

小田原市災害弔慰金等支給審査委員会	委員	30,000円以内
-------------------	----	-----------

小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第15号

小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原競輪開催業務等包括委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、小田原競輪の開催業務等を包括的に委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第3条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

**第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の事務は、公営事業部事業課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

おだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第16号

おだわら市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

おだわら市民交流センター条例施行規則（平成27年小田原市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円	を	「	円	に、
	2,400	2,440				
	2,400	2,440				
	1,600	1,620				
	1,600	1,620				
	1,000	1,010				
	600	610				
	1,200	1,220				
	1,600	1,620				
	600	610				
」	」					

「	400	を	「	400	に改める。
1,000	1,010				
」	」				

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第17号

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 災害援護資金の貸付け（第6条～第15条）」を  
「第4章 災害援護資金の貸付け（第6条～第15条）  
第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条～第22条）」  
に改める。

第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

### 第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

（委員長）

**第16条** 小田原市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

**第17条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

**第18条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある



者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

**第19条** 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第16条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

**第20条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

**第21条** 委員会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

**第22条** この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

小田原市長 加藤 憲一

### 小田原市規則第18号

小田原市総合文化体育館条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市総合文化体育館条例施行規則（平成23年小田原市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中	「	円	「	円	を に改め、別表2の表中
		1,020		1,030	
		10,280		10,470	
		510		510	
		1,020		1,030	
		510		510	
		10,280		10,470	
		2,050		2,080	
		2,050		2,080	
		100		100	
		1,020		1,030	
		300		300	
		1,020		1,030	
		200		200	
		300		300	
	5,140		5,230		
	1,540	」	1,560	」	

「2,050円」を「2,080円」に改め、別表3の表バスケットボール器具の項中「1,020」を「1,030」に、同表電光得点表示装置の項中「2,050」を

「2,080」に改め、別表4の表中「2,050円」を「2,080円」に改め、別

表5の表中

円
2,050
3,080

を

円
2,080
3,130

に改め、別表6の表中

「2,050円」を「2,080円」に改め、別表7の表中

円	円
610	820
1,220	1,640
1,830	2,460
2,440	3,280

を

円	円
620	830
1,240	1,660
1,860	2,490
2,480	3,320

に改め、

別表8の表中

円
4,110
1,020

を

円
4,180
1,030

に改

める。

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。